

公社等運営評価委員会報告

令和6年3月

公社等運営評価委員会

《 目 次 》

I	はじめに	1
---	------	---

II 県行政と密接な関連のある公社等に対する評価・提言

1	公社等の見直し	1
---	---------	---

2 各団体への評価・提言

(1)	対面ヒアリング実施団体（9団体）	7
-----	------------------	---

(2)	その他の団体（23団体）	18
-----	--------------	----

参 考

- ・委員会活動状況・委員名簿・設置要綱
- ・公社等の令和4年度決算概要等

I はじめに

公社等運営評価委員会は、県行政と密接な関連のある公社等を対象に、経営状況の点検や、公社等の運営全般に対する評価・提言、事業や経営の課題等に応じた指導・助言等を行っている。

県では、県政改革方針において社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえた公社等の見直しを進めることとしており、本委員会では公社等の経営状況等及び今後のあり方等について、評価・提言をとりまとめた。

県においては本委員会の意見等を踏まえ、公社等を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、各公社等のあり方を検証し、さらなる改革に取り組まれない。

II 県行政と密接な関連のある公社等に対する評価・提言

1 公社等の見直し

(1) 公社等のあり方の見直し

公社等及び所管部局において実施した自己点検結果等を踏まえ、特に優先的な課題を有する9団体を対面でヒアリングするとともに、その他23団体を書面審査し、各公社等のあり方や課題を検証の上、提言内容のとりまとめを行った（詳細は「2 各団体への評価・提言」に記載）。

(2) 公社等の運営の見直し

① 各団体の決算の状況

【取組状況】

ア 公社等全体の決算状況

公社等全体では概ね安定した経営状況を維持しているが、令和4年度決算においては、新型コロナウイルス感染症や燃料費高騰等の影響、収益の低迷等から当期収支（当期一般正味財産増減額等）がマイナスとなっている団体がある。

イ 当期収支がマイナスとなっている団体

令和4年度決算で、32団体中15団体の当期収支がマイナスとなっており、要因は次のとおりである。

(ア) 事業収益等の低迷によるもの（7団体）

団体名	主な要因
人権啓発協会	燃料費高騰対策事業補助以上に電気代等が高騰
丹波の森協会	受託事業が減少
生きがい創造協会	新型コロナウイルス感染症の影響により、いなみ野学園等の入学生減少を受け受講料収入が減少
青少年本部	燃料費高騰をはじめとする物価が上昇
健康財団	大口顧客の受診者数減などに伴い人間ドック等施設健診収入が減少
産業活性化センター	新型コロナウイルス感染症の影響により設備貸与事業の新規実行が減少
ひょうご粒子線メディカルサポート	国内コンサル市場の減退及びゼロコロナ政策による中国企業からの収入減少

(イ) その他の要因によるもの（8団体）

団体名	主な要因
21世紀研究機構	研究戦略センターにおける研究調査費(公益目的事業)の支出
社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業(国制度)の新型コロナウイルス特例貸付に係る非課税世帯等に対する償還免除
ひょうご科学技術協会	協会設立30周年記念事業費等の支出
国際交流協会	県有財産使用賃貸契約終了に伴う修繕積立金の県への返還
営林緑化労働基金	退職一時金給付事業(公益目的事業)等の支出
ひょうご豊かな海づくり協会	淡路事業場の県営化による固定資産譲渡損
ひょうご環境創造協会	ひょうごカーボンニュートラルセンターの設置など環境創造事業(公益目的事業)の支出
土地開発公社	自主事業土地としている完成土地等及び賃貸事業の用に供する土地の再評価に伴う評価損

【評価・提言】

- ・事業収益等が低迷したことにより当期収支がマイナスとなった団体については、赤字が常態化すると公益目的事業の実施や団体の存続に影響を及ぼすことから、収支改善に向けた経営計画の策定や事業の見直し等、経営の安定化に向け一層の改善に取り組むこと。
- ・その他の団体についても、引き続き経営の安定化に向け効率的な運営に取り組むこと。

② 職員数

【取組状況】

ア 県派遣職員

- ・令和5年4月1日現在では364人と、前年度に比べ3人、0.8%の減となっている。

イ プロパー職員

- ・令和5年4月1日現在では1,876人と、前年度に比べ10人、0.5%の減となっている。
- ・主な減少要因は、(株)夢舞台における収益部門の職員の人材確保の難航等によるものである。

【評価・提言】

- ・公社等の職員は、県政改革方針に基づき、環境の変化や公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、適正に配置することとしている。
- ・令和5年4月1日の職員数については、県派遣職員・プロパー職員ともに各団体の運営状況に応じて職員を配置した結果である。
- ・引き続き、県政改革方針に基づき、職員を適正に配置すること。

(単位：人)

区分	R4.4.1 ①	R5.4.1 ②	増減 ③ (②-①)	増減率 (③/①)
県派遣職員	367	364	▲3	▲0.8%
プロパー職員	1,886	1,876	▲10	▲0.5%
合計	2,253	2,240	▲13	▲0.6%

③ 給与

【取組状況】

給与制度については、県準拠を基本に整備に取り組むとともに、理事長等の常勤役員については、県の特別職に準じて給与抑制措置を実施している。(給料月額：▲2%、期末手当：▲2%)

【評価・提言】

- ・公社等の職員の給与は、県政改革方針に基づき、県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行うこととしている。
- ・引き続き、各団体の経営状況等に応じた給与水準の適正管理に取り組むこと。

④ 県の財政支出

【取組状況】

- ・令和4年度決算の県財政支出は、84,697百万円で、前年度に比べて631百万円、0.8%の増となっている。一般財源ベースでは、10,992百万円で、前年度に比べて94百万円、0.9%の増となっている。
- ・委託料は、施設老朽化に伴う修繕費などの減少により318百万円、1.1%の減となった。
- ・補助金は、生活福祉貸付事業などの新型コロナウイルス感染症対策等への支援に要する経費の減少により、24,208百万円、44.7%の減となった。
- ・その他、県債管理基金への集約を解消したことにより、25,157百万円、2,596.2%の増となった。

【評価・提言】

- ・県財政支出については、県政改革方針に基づき、県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行うこととしている。
- ・令和4年度における県財政支出の増加は、県債管理基金の集約を解消したことによるものであり、委託料・補助金は前年度より減少している。引き続き事業の必要性を検証するとともに、事業執行の更なる効率化を図り、財政支出の見直しを行うこと。

(単位：百万円)

区分	R3 年度 ①	R4 年度 ②	増減 ③ (②-①)	増減率 (③/①)
委託料	28,926 (6,602)	28,608 (6,232)	▲318 (▲370)	▲1.1% (▲5.6%)
補助金	54,171 (4,296)	29,963 (4,760)	▲24,208 (464)	▲44.7% (10.8%)
その他	969 (0)	26,126 (0)	25,157 (0)	2,596.2% (0%)
合計	84,066 (10,898)	84,697 (10,992)	631 (94)	0.8% (0.9%)

※ () は一般財源

⑤ 運営の透明性の向上

ア 情報公開の推進

【取組状況】

- ・全団体において、業務・財務等に関する情報や県からの財政支援・人的支援の状況についてホームページで公開している。

【評価・提言】

- ・全団体において、適切に情報公開が行われている。引き続き、県民への情報公開を徹底すること。

イ 監査体制の強化

【取組状況】

- ・会計監査人が必置の5団体のほか、独自に4団体が外部監査を導入している。
- ・また、全団体において監事を設置し、公認会計士や税理士又は経理事務精通者を登用している。

【評価・提言】

- ・独自の外部監査を導入している団体も含め、全団体において、監事を公認会計士や税理士又は経理事務精通者が務める等、適切な監査体制が取られている。会計監査人の設置が義務付けられていない団体においても、団体の経営状況等を勘案しながら、必要に応じて外部監査を導入する等、引き続き監査体制の強化を図ること。
- ・また、不祥事等の違法行為抑止や自浄作用の向上を図るため、公益通報者保護制度を活用すること。

ウ 契約手続の適正化

【取組状況】

- ・全団体において県に準じた会計規程が整備され、県の契約手続に準じた取組がなされている。

【評価・提言】

- ・全団体で県に準じた会計規程が整備される等、契約手続の適正化が図られている。引き続き、契約手続の透明性・競争性を図ること。

⑥ 資金の適切な運用

【取組状況】

- ・各団体において資金運用方針を策定し、方針に基づいた運用を行っている。
- ・また、やむを得ない理由から「兵庫県及び関連公社等資金運用指針」に適合しない金融商品を保有している団体においては、保有残高の減少に取り組んでいる。

【評価・提言】

- ・指針に適合しない金融商品の保有残高は減少していることから、引き続き、団体の資金運用について、リスクの低い金融商品等により計画的な資産運用を行うこと。
- ・指針に適合しない金融商品を引き続き保有している団体においては、市場環境の先行きや金融商品の動向を注視しつつ、特に元本保証のない債券等を保有している団体については、そのリスクを十分に認識し、必要に応じて専門家のアドバイスも得ながら、ポートフォリオの適正化に取り組むこと。

2 各団体への評価・提言

(1) 対面ヒアリング実施団体（9 団体）

公社等及び所管部局において実施した自己点検結果等を踏まえ、特に優先的な課題を有する 9 団体について対面でヒアリングを行った。

① 兵庫県土地開発公社

設立経緯	昭和 35 年 9 月 1 日、地域特性を生かした総合開発計画の推進にあたり、経済基盤確立と産業発展に伴う土地需要の増大や地価高騰の障害を解消し、産業経済の振興と住民福祉の増進を図るため、国、地方公共団体等からの依頼による公有地の取得、管理、処分等土地資源の開発を中心とする事業を実施する機関として(財)兵庫県開発公社を設立。昭和 48 年 3 月 31 日、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、兵庫県土地開発公社に組織変更。	
基本財産	105,000 千円	県支出額 105,000 千円(100.0%)
主な事業	1 道路・河川等公共事業用地の先行取得事業 2 産業団地造成・立地事業 等	

【経営状況】

[団体・所管課意見]

- ・ 経常収支は黒字を継続し赤字補填的な財政支援を受けずに運営を実施。
- ・ R4 年度決算は保有資産の時価評価により特別損失を計上し約 20 億円の赤字となった一方、バランスシートの健全化が図られた。

[委員意見]

- ・ 完成土地の 11 億円分について将来の換金価値を注記されたい。

【今後の団体のあり方】

○ 設立意義

[団体・所管課意見]

- ・ 特別法に基づき地方公共団体に代わって公共用地の先行取得開発を行う団体。資金代行機能により柔軟かつ機動的に土地を取得可能。
- ・ 兵庫県もかつて土地基金を持っていたが、行革期間中の平成 30 年に先行取得は土地開発公社で行うという理由で廃止したと認識している。

[財務部意見]

- ・ 長期未利用地の買い戻しが概ね完了するなど公社本来の設立意義が低下している中、公社を廃止し用地業務を県に一元化することで、公社ノウハウを継承し、県全体の用地行政の持続可能性を確保する必要がある。
- ・ 資金代行機能については県に特別会計があり対応可能。土地基金も有していたが、公社と特別会計で対応可能なことから廃止した。

[委員意見]

- ・ 全国的に土地開発公社の数が減少しており、解散する方向で考える自治体が多い状況。一般論としては組織が増えれば非効率な部分が出てくることはある。

○ 事業内容・見込み

[団体・所管課意見]

- ・ 平成 10 年頃まで山陽自動車道の開通等を見据え、乱開発防止を目的とした数千ヘクタールの用地取得を要請されていた（いわゆる特定用地。現在、その大半は環境林として管理されている）。この時期と比べると当然業務量は減少している。
- ・ 公共事業のボリュームは減少傾向。事業量の多かった平成 22 年と今年の当初予算を比較すれば 3 割から 4 割は減っているが、無くなることはない。

- ・播磨臨海地域道路という国の事業が始まる見込み。事業量や期間は明らかにされていないが20年はかかると見込まれる。早期実現のため公社を充実させる必要がある。

【財務部意見】

- ・土地開発公社の主要かつ本来業務は公有地の先行取得事業だが減少傾向。土地保有額は平成10年ごろが非常に多く、先行取得は約3000億円という状況であったが、現在は約75億円であり、98%減という状況。過去と比べて本来の存在意義という点では大きく低下している。

【委員意見】

- ・事業量が減少傾向の中、健全な財務状態を保っているうちに県に一元化し、公社ノウハウをいかに県に継承していくのかという点に注力していく方がよい。
- ・販売管理費が1億2000万円程あるが、事業規模が小さくなっていくと利益が出なくなる。そうなるまでに方向性を決める必要がある。

○ 執行体制

【団体・所管課意見】

- ・かつては100名以上の職員がいたが、行革で37名まで減少。高齢化も進み一番若い職員が47歳、70歳以上の嘱託職員が6名。行革によりプロパー職員の新規採用を停止してきたことによるもの。
- ・平成30年の行革終了後も、プロパー職員退職に伴う県派遣職員の補充は実施されていない。
- ・県全体の用地取得業務の効率化という意味では公社に県の用地取得業務を移した方がよい。困難な案件を公社で受けることも多く、プロパー職員と県職員では歴然とした専門性の差があり、交渉事に慣れないと難しい。県職員に専門性を持たせるか、公社のプロパー職員に専門性を持たせて委託するか、どちらが効率的かということ。

【財務部意見】

- ・用地取得業務は土地開発公社と県の二元体制で行っているが、平成20年度から平成30年度の行革で公社のプロパー職員の採用を止めていた。
- ・用地取得業務は県職員も行っており、平成30年度以降はプロパー職員の退職後は、必要に応じて県職員で補充をすると整理している。
- ・公社廃止後のプロパー職員の方は、自主事業を含め土木系の別団体に移っていただき、引き続き県の用地関係の担当組織に派遣されて業務を行っていただく。
- ・いずれプロパー職員の方がいなくなったとしても、県として独り立ちできるようにすることで執行体制の課題を解消できるのではないか。現状では公社が有する貴重なノウハウを失い、今後の用地取得業務にも支障が出る。

【委員意見】

- ・高齢の嘱託の方を県が土木事務所で直接雇用するという方法もあるなら、土地開発公社という形を維持しながら公社が雇い続けるという意義がよく見えない。
- ・県か公社のどちらにノウハウを移転していくかという話だが、事業量が減少する中で無理に人を採用して運営していくのは難しく、県に移して適切に対応する方がよい。プロパー職員の方が40代以上しかいないというのは良い機会とも言える。
- ・専門性の認識が異なっていると感じており、県職員で代替できるというのであれば県で行えばよいが、それなりの専門業務で知識が必要と思う。

【評価・提言】

過去と比べると事業量が減少傾向にあり、また、職員の年齢構成等を考慮すると執行体制が脆弱になりつつある一方で、今後とも用地取得業務は公共事業の根幹となる重要な業務と考えられる。

県への一元化が望ましいと考えられるため、現行二元体制にある用地取得について、業務の効率性、人材の育成、機動的な資金対応の面から、あり方を検討すること。

② (公財)兵庫県生きがい創造協会

設立経緯	広く県民の理解と参画を得て、高齢者をはじめとするあらゆる世代の県民自らが積極的に生きがいを創造する活動を支援し、もって、県民の福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和52年4月24日に設立。	
基本財産	73,170千円	県支出額 19,000千円(26.0%)
主な事業	1 生涯学習の総合的推進及び支援に関する事業 2 高齢者の生きがいづくりの推進及び支援に関する事業 3 地域文化活動の振興及び支援に関する事業 4 公の施設の管理運営及びこれに関する事業の受託 等	

【団体・所管課意見】

- ・平成30年から5期連続の赤字であり、特に令和2年度以降は新型コロナの影響を受け、収支の悪化が顕著。主力事業の高齢者大学では特にいなみ野学園の受講者数が平成23年をピークに減少傾向。
- ・経営改善に向けた取組として令和5年6月に協会内に経営改善本部を立ち上げ、令和7年度の収支差額ゼロを目標として取り組んでいる。
- ・現在指定管理者として管理している4つの施設は公募を受け、来年度から他の事業者が運営予定。
- ・経営改善への取組のほか、グローバル化に対応するような内容の講座等を検討するとともに、高齢者も含めたあらゆる世代を対象とした誰でも学ぶことのできる講座を実施し、将来にわたり持続可能な自立した協会運営を目指していく。

【評価・提言】

- ・コロナ禍が原因で利用者が減少しているが、元々減少傾向となっていたところに背中を押された形となっている。コンテンツの見直しなど新しい利用促進のための施策は常に必要。
- ・高齢者が増加している中で受講者が減っているのは、アクセスしづらい場所という点もあると考えられる。時代に合った新しい取組や差別化した取組に注力し、受講者の増加に努めること。

③ (公財)兵庫県青少年本部

設立経緯	青少年を取り巻く今日的な課題解決に向けた先導的・専門的な事業を通して、行政や民間との協働による多様な青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図るため、昭和60年3月27日に設立。	
基本財産	55,400千円	県支出額 42,000千円(75.8%)
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な活動主体と連携した協働事業の推進 2 青少年の生きる力を育む先駆的な体験活動の推進 3 課題を抱える青少年への専門的な支援 4 新たな社会問題に即応する事業の推進 5 青少年活動の展開を支える基盤の充実 等 	

【団体・所管課意見】

- ・県からの補助金・委託料が収入の約8割を占め、当該範囲内で国や民間からの財源も活用して事業を執行しており、基本的には収支均衡となっている。
- ・コロナ禍以降、ひょうご出会いサポートセンターの登録手数料の減少により、一時的に収支が厳しくなっていたが、今年度の収支は改善傾向。
- ・こどもの館の指定管理、及び委託事業のひょうご出会いサポートセンターについては、令和6年度から民間事業者に移行することとなったため、事業の継続性が保てるよう確実に引き継ぎを行っていく。
- ・民間事業者への移行に伴い、団体全体の予算における共通経費の原資が減少するが、経費削減等により対応していく。

【評価・提言】

- ・他の団体・主体との連携が重要であり、NPO法人や大学生など、社会事業に新しく取り組みたい人が増えている。団体からも積極的にアプローチし、お金や人について支援できることについて周知を図ること。
- ・連携している団体が固定化されているという印象がある。もっと裾野を広げて連携していくこと。
- ・現在社会問題になっている引きこもりや不登校、インターネット上のトラブルといった社会的に特にネガティブな部分について、公的セクターとして注力していくこと。

④ (公財)兵庫県健康財団

設立経緯	県民の健康増進、保健及び医療に関し必要な事業を実施するとともに、健康に関する知識の普及啓発、調査研究及び地域組織活動の支援を行うことにより公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康福祉の推進に寄与することを目的とし、昭和35年3月17日に設立。	
基本財産	64,300千円	県支出額13,000千円(20.2%) (県実質支出額25,000千円(38.9%))
主な事業	1 健康増進、保健及び医療に関する知識の普及、啓発、相談及び指導に関する事業 2 健康増進、保健及び医療に関する調査研究、研修及び助成に関する事業 3 結核、がん、循環器系疾患その他の疾病予防のための健診、相談及び指導に関する事業 等	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【団体・所管課意見】

- ・ 基幹事業である健康診断は継続的に黒字を確保しているが、コロナの影響を受け令和2年度以降は黒字幅が縮小。
- ・ 全体の収支では、令和2年度はコロナに関する国や県からの支援金が5200万円あったので1900万円の黒字となったが、令和3年度は1100万円の赤字、4年度は1800万円の赤字となった。
- ・ 健康道場については、単に断食を行う施設ではなく、医師の指導のもと、心身医学に重点を置いた施設として運営しているが、一方で全国的にも類似施設が多数運営され、絶食療法は一定広く世間に認識されるようになっている。
- ・ 健康道場設置の初期の目的である絶食療法の普及は一定達成されたものと考えられることから、今後、県・健康財団・洲本市による検討の場を設け、今後のあり方について協議をしていく。

【評価・提言】

- ・ 健康道場について、現在もコロナ禍で経営に悪影響が出ているという説明は難しい。集客が戻っていないのは値段設定と古い施設とのバランスが取れていない点にあると考えられることから、集客の目玉を考える必要がある。
- ・ 健康道場はリピーターの利用率が5割を超えており、特定の人が利用している施設となっていることから、広く県民が利用できる形となることが望ましい。
- ・ 健康診断で収益を確保し他事業に充当していることから公益財団法人の運営としてはよいが、健康道場については民間施設もあり、県の補助が無ければ3,000万ほどの赤字になるといった状況で、引き続き行う必要があるか検討すること。

⑤ (公財)ひょうご科学技術協会

設立経緯	兵庫県における創造的な科学技術の振興を総合的に推進するとともに、西播磨テクノポリス地域高度技術産業集積化計画で定められた地域を中心に、高度技術に寄与した工業開発を促進し、もって魅力ある地域社会の建設及び国際社会の発展に寄与するため、平成4年7月1日に設立。	
基本財産	200,000千円	県支出額 100,000千円(50.0%)
主な事業	1 学術研究助成事業 2 科学技術の普及啓発事業 3 播磨地域の産業活性化及び技術高度化事業 4 放射光研究支援事業 等	

【団体・所管課意見】

- ・県からの委託事業は委託費や、県ビームライン利用料などの自主財源で実施し、自主事業は県・市・企業などの出えんによる基金の運用益を財源に事業を実施。
- ・昨今の低金利による運用益等減少や光熱費増加等により収支改善は厳しい状況だが、県ビームラインの利用拡大による利用料収入増や、産学官の有識者で構成する総合企画委員会の意見を踏まえ、効率的な事業実施等に努めていく。
- ・科学技術振興基金の取扱いについては、当協会は基金の運用益を活用した事業実施を基本スタンスとしており、基金の原資取り崩しは運用益の減少につながることから、本来実施すべき科学技術の振興事業に支障が生じることとなる。
- ・基金の運用益を活用し、中小企業施策を中心として産業振興施策等を実施していることから、運営形態は今の運用益を活用しながら、必要に応じてスクラップアンドビルドを行いつつ、科学振興施策と産業政策・中小企業振興施策を実施していく。

【評価・提言】

- ・中小企業への技術指導などについて、存在意義を高めるためにも積極的なPRが必要。
- ・特殊な科学技術分野であることから専門分野の中小企業には知られていると思われる。専門分野の中小企業の利用割合等が分かればより活動が有効に利用されているのか分かりやすくなる。
- ・科学技術振興基金等の特定資産については、運用益による事業実施に配慮しつつ、事業拡充にあたっては活用等を検討されたい。

⑥ 新西宮ヨットハーバー(株)

設立経緯	平成4年10月22日、尼崎西宮芦屋港内のヨット・モーターボート等の誘導・集約を行い、水域利用の適正化と船舶航行の安全を確保するとともに、増加するプレジャーボートに対応するため、親水機能を備えた安全な海洋レクリエーションの場を創造することを目的として、県・西宮市・民間の出資による第三セクター方式により設立。	
基本財産	100,000千円	県支出額 34,000千円(34.0%)
主な事業	1 ヨットハーバーにおけるマリーナ施設の管理運営業務 2 ヨット、モーターボート等小型船舶の係留・艇置、修理、販売、輸入、賃貸及びその仲介並びにこれら船舶用部品、付属品その他船舶関係用品の保管、修理、販売、輸入、賃貸及びその仲介 等	

【団体・所管課意見】

- ・減資により経費を削減し施設に投資しているほか、コロナによるアウトドア人気により R4 年度は創立以来の最高売上・収益を達成しており、県借入金の償還は確実と見込まれる。
- ・現在のところ放置艇問題は解決に向かっており、艇置スペースも空きがある状況。
- ・大阪の5大学、兵庫の4大学・学部のヨット部が利用中。民間主体となれば値上げ等の可能性があり、大学によっては廃部となる恐れがある。
- ・マリーナだけで収益を得ている施設は限定的。多くは船舶の販売によるマージンを収入としている。民間主体となれば、船舶を購入する顧客が優先となる。

【評価・提言】

- ・施設の設置目的である放置艇対策は一定の役割を終えたが、マリーナのみで事業を継続することは難しく、県として学生の活動支援を続けるのであれば公共が引き続き関与する意義はある。
- ・一方、主な顧客は富裕層と想定されることから、付加価値を付けた運営も方向性の一つ。大学生の施設部分を切り離し、それ以外は別の主体が経営するといった対応で価値を上げていくことも考えられる。
- ・県だけが株式を売るとなれば他の株主との調整が課題となるが、株式としてのポテンシャルは高く、まとめて購入したいというニーズはあると考えられることから、マッチングして売買を行うなどの手法を検討すること。

⑦ (公財)兵庫県住宅建築総合センター

設 立 経 緯	住宅に関する各種の事業を実施することにより、良好な住宅の建設を推進するとともに、建設業界及び関係業界の健全な振興を図り、兵庫県民の福祉の向上に寄与するため、昭和 50 年 4 月 1 日に設立。	
基 本 財 産	20,000 千円	県支出額 10,000 千円 (50.0%)
主 な 事 業	1 ひょうご住まいサポートセンター事業 2 住まいと建物の安全・安心事業 3 住まいと建物に関する総合的な支援事業 等	

【団体・所管課意見】

- ・ 県からの委託事業がある一方、人件費や運営費に関する補助等の財政的支援は受けておらず、ほぼ収支均衡を維持し公益財団として適正な運営を行っている。
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険業務については、民間の保険法人の育成が進んだことや委託元である住宅保証機構(株)の業務合理化により委託料減額が見込まれることから、縮小もしくは廃止を検討中。
- ・ 構造計算適合性判定業務については、県の責任において公正かつ的確な判定業務の実施を担保する必要があるため、引き続き県の指導監督のもとで当センターが実施する。

【評価・提言】

- ・ 構造計算適合性判定業務は、独立性を持って公正かつ的確に行うことが重要であることから、公的セクターが実施する安心感はある。民間への委託は他府県でも行っており、可能なものは民間委託することも適切と考えられる一方、公平性の確保も懸念されることから、慎重に検討することも求められる。公的な関与が必要であるという主張については、一定程度理解できる。
- ・ 今後耐用年数を迎えるマンションが増えることからマンション等に係る相談ニーズは増加すると思われるが、収益性が低いと考えられる。収益事業のプラス部分で公益事業もまかなっていると思うので、今後の収益事業についてきちんと考えないと先細りしていく懸念がある。
- ・ 団体として今後縮小していくイメージがあるので、新たな事業展開も検討されたい。

⑧ (株)夢舞台

設立経緯	<p>荒廃した土取跡地に自然環境の回復と創造を図り、大阪湾ベイエリアにおける交流拠点を目指すことを基本理念とした「淡路島国際公園都市」の中核施設として淡路夢舞台を整備。灘山緑地、国際会議場、温室、交流の翼港等の公の施設及びホテル、展望レストラン等の収益施設から構成される複合型施設。</p> <p>これら施設群の一体的な管理運営を担うため、本県をはじめ地元自治体、民間企業、団体等が出資し、経営に関わる第3セクターとして、平成7年3月28日に設立。</p>	
基本財産	1,508,550千円	県支出額 1,250,000千円(82.9%)
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホテル業 2 レストラン、喫茶店及びバーラウンジ等飲食店の経営 3 貸駐車場の経営及び管理 4 各種スポーツ、遊戯に関する各施設の経営 5 不動産の賃貸及び仲介並びに管理 6 化粧品、酒類、タバコ、書籍、日用品雑貨、食料品、園芸用品、観光物産品の販売 7 会議場、展示場、展望台、野外劇場の運営管理 8 公園、緑地及び庭園の管理並びに造園工事請負 9 ビルの総合清掃、警備及び保安全管理業務 等 	

【団体・所管課意見】

- ・平成14年の施設のリースバック後は過大な初期投資に伴う減価償却費の負担が大幅に軽減され、平成19年の減資・増資後は平成21年度から平成29年度まで9期連続で黒字を計上し、累積赤字を約20%削減。
- ・一方、コロナ等の自然災害の影響により令和元年度末からコロナによる営業制限等があったことから、令和3年度まで3期にわたり大幅な赤字を計上し、債務超過に転落。
- ・その後、アフターコロナの経営回復により黒字化し、令和4年度には物価上昇の影響を受けながらも全国旅行支援などの観光需要喚起策によって業績が改善し、債務超過を解消するも、今年度は最低賃金の引き上げ等による人件費増や、動力・原材料費の高止まりにより、費用増大となり経営を圧迫。
- ・従前からホテル等の直営部門単体での赤字は常態化しており、一体管理しているハイウェイオアシスや展望テラスの貸店舗・賃借料収入等の収益からの補填や、企業庁によるホテル建物の維持管理経費負担により、会社経営を維持。
- ・地域整備事業については、今後本格化する企業債償還の財源確保が大きな課題となっており、現在「企業庁経営評価委員会」において、同事業の将来的な収支見通し・課題等の評価・検証や、今後のあり方について検討を進めている。当委員会での議論等を踏まえ、県として淡路夢舞台を含む地域振興拠点施設についても、今後の事業のあり方を適切に判断していく。

【評価・提言】

- ・具体的な施設修繕等の投資計画や収益改善計画の作成を検討すること。
- ・淡路島の他の高価格帯ホテルと差別化したサービスの展開や、中小企業家同友会に参画している企業への働きかけといった更なる集客の取組を検討すること。
- ・将来的に県への財政依存率を下げっていくことも検討すること。

⑨ (株)ひょうご粒子線メディカルサポート

設 立 経 緯	県立粒子線医療センターが有する専門性の高い治療ノウハウ（知的財産）を県から包括的・継続的に提供を受け、新規粒子線医療施設に対する立上げ支援等を実施することにより、全国的に立地件数の少ない粒子線医療施設の拡大を図り、保険適用のための環境づくりを促進するため、平成 23 年 11 月 1 日に設立。	
基 本 財 産	9,090 千円	県支出額 7,200 千円 (79.2%)
主 な 事 業	1 粒子線医療施設に対する計画、開設、運営及び治療に関するコンサルティング並びに支援 2 粒子線医療に関する調査、研究及び技術開発 3 粒子線医療に関する人材育成 4 粒子線医療の普及啓発 5 粒子線治療を希望する外国人患者の医療提供施設への受入仲介 等	

【団体・所管課意見】

- ・設立当初、粒子線施設は全国 7 施設であったが、現状 25 施設に拡大しており、うち 3 施設の立上げ支援を実施。一方、国内の施設開設ラッシュに伴い立上げ支援のコンサル市場は減退。協業していた三菱電機も撤退済。
- ・粒子線治療の普及に一定貢献し市場も減退傾向であることから、第三セクターとしての設立当初の目的は達成している。このため、新たな展開として Ai-Seg と呼ばれる DX 機器を開発し、令和 5 年 6 月に薬事承認を得た。
- ・Ai-Seg の開発・保守継続には技術系社員の追加採用が急務だが、密接公社のままでは正規社員の自由な採用が行えないことから、今後は県密接公社から独立し、新たに社員を雇用して事業展開を行う予定。
- ・しかしながら県保有株式の引き受け手が見つからず、専門家に相談の上、やむを得ず同社による自社株化及び現社員の持ち株化といった手法も視野に入れて検討中。
- ・同社は令和 4 年度決算時点で利益剰余金 1.27 億円を有し、県病院事業は平成 23 年度以降、同社の売上から販管費を差し引いた利益に対し、20～70%という高い料率で計 2.12 億円を知財料として回収しており、それを差し引いた残額である。この知財料収入は、老朽化する粒子線医療センターの修繕費として有効活用されている。
- ・上記を踏まえたとしても、県保有株式は適正な時価で売却すべきであることは認識しているが、適正価額での売却後の残額を、社員採用等、今後の事業継続に向けた投資に充てることは、Ai-Seg を購入して今後の開発拡張・保守を依頼していく県病院事業としても必要なことと考えている。
- ・しかし、税理士に鑑定を依頼したところ、事前相談では簿価相当程度となる可能性との指摘がされている。Ai-Seg の将来価値の否定ではなく、社員数の少なさを含めて事業基盤が盤石とは言えない点が強く影響しているものと考えられる。

【評価・提言】

- ・投資は県の財産で行い、回収は密接公社離脱後の一民間企業に入るとするのは論理的に公正な取引とは見出し難い。
- ・「県保有株式の引き受けについて、同社による自社株化及び現社員の持ち株化」を検討されているが、株式の譲渡価額の算定にあたって、県が既に多額の知財料を同社から回収している事実は理解するものの、適正な算定とする必要がある。
- ・事業継続を前提とするならば、将来の長期収支は少なくとも均衡すると見込まれるものであるから、現預金や売掛金等の金融資産も踏まえた株式価額が想定される。
- ・既存の契約に係る損害賠償といった帳簿に載らない偶発債務も考慮に入れた上で、適正な譲渡価格を求める必要がある。外部からも異論が出ることのない形で整理すること。
- ・将来性のある事業と考えられることから、鑑定結果を踏まえ、MBO といった事業譲渡の手法など、専門家を交えて検討されたい。

(2) その他の団体（23団体：書面審査）

① （公財）ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

設立経緯	平成 9 年 12 月 26 日設立の(財)阪神・淡路大震災記念協会と(財)21 世紀ヒューマンケア研究機構を平成 18 年 4 月 1 日に統合し、阪神・淡路大震災の教訓である安全・安心なまちづくり、共生社会の実現のため、命の尊厳と生きる歓びを高めるヒューマンケアの理念に基づき、総合的なシンクタンクとして調査研究を進めるとともに、諸課題への政策提言等を行い、21 世紀文明の創造に寄与するために発足。	
基本財産	1,012,228 千円	県支出額 100,000 千円 (9.9%) (県実質支出額 123,850 千円 (12.2%))
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 「安心安全なまちづくり」、「共生社会の実現」に関する調査研究 2 学術交流の促進及び人材養成 3 「ひょうご安全の日」関連事業の実施及び支援 4 兵庫県が設置する公の施設の管理運営 	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、国内外の自然災害等に対して様々な支援活動に取り組むとともに、「安全・安心なまちづくり」、「共生社会の実現」すなわち多文化共生の 21 世紀文明の構築を目指す政策志向型のシンクタンクであり、傘下に、「研究戦略センター」、「人と防災未来センター」、「こころのケアセンター」を置き、地域社会の発展に資する総合的な研究から、防災やこころのケアといった専門的研究まで多彩な活動を展開している。
- ・人と防災未来センターは災害ミュージアムの運営や実践的な防災研究を実施しており、今後とも南海トラフ地震等の国難災害に対応できるよう兵庫県をはじめ全国の自治体と連携し、実践的な研究等を続けていく。
- ・こころのケアセンターは、被災自治体へのこころのケア支援にとどまらず、調査研究・研修・相談・診察等に取り組むとともに、県が取り組むウクライナ支援においても重要な一翼を担っており、兵庫県の福祉行政において重要な役割を果たしていく。
- ・さらに、研究戦略センターも含め、機構全体として、引き続き県の施策を実現するためのシンクタンク機能を担っていく。

【評価・提言】

- ・県が設立したシンクタンクとして県政推進や地域社会の発展に資する研究調査や提言を実施しているほか、防災とこころのケアについての専門研究所を擁しており、県に対し高度な連携・支援を実施している。
- ・震災 30 年を見据え、今後のあり方について不断の見直しを進めていくこと。

②（公財）兵庫県人権啓発協会

設立経緯	県民の人権意識の高揚を図るため、研修・啓発等の諸事業を行い、様々な人権問題の解決に寄与することを目的として、平成3年11月20日に設立。	
基本財産	102,775千円	県支出額 50,000千円（48.6%）
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権に関する研修、啓発、研究、相談業務 2 県立のじぎく会館の管理運営 	

【現状】

- ・部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、障害者等の人権問題や拉致問題などに加え、性的マイノリティの人権問題やインターネットによる人権侵害など人権課題はますます多様化、複雑化しており、これらの人権問題の解決に向け、人権研修・啓発・相談・研究を充実させ、より効果的な事業展開が求められている。
- ・県内各市町、人権関係諸団体はもとより県民の参画と協働のもと、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、「ひろげよう こころのネットワーク」をスローガンに、「人権文化をすすめる県民運動」を推進し、幅広い世代（特に若年者）に対する人権啓発活動の充実を図ることなどを重点において人権啓発事業を積極的に展開している。
- ・また、人権施策の全県的拠点である県立のじぎく会館の指定管理者として、同会館の中立公正で適正な運営を行っている。

【評価・提言】

- ・人権施策は中立性・公正性・公平性が特に求められる分野であり、人権課題が多様化する中、県行政と密接な連携を図りながら施策展開を行っている。
- ・多様化する人権課題に対し、引き続き広域的・専門的な立場から効果的な事業を実施するとともに、人権施策の全県的拠点であるのじぎく会館の運営においては、引き続き、利用率の向上など運営の適正化を図ること。

③（公財）兵庫丹波の森協会

設立経緯	丹波地域のすべての人々の創意と行動力を結集し、地域の優れた自然環境を守り育てるとともに、緑を基軸とした地域づくり事業を行い、「人と自然の文化」の調和した、うるおいと、安らぎと、活力に満ちた丹波の森づくりを推進するため、旧多紀郡及び旧氷上郡の10町（現丹波篠山市及び丹波市の2市）が出資し、平成2年2月1日に設立。	
基本財産	200,000千円	県支出額0千円（0.0%）
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境の保全及び緑化の推進に関する事業 2 自然とのふれあいに関する事業 3 地域文化の保存・継承及び創造・育成に関する事業 4 丹波の森づくりの調査研究及び普及啓発に関する事業 5 丹波の森づくりを支援するための公の施設の管理運営及びこれに関する事業の受託 	

【現状】

- ・丹波地域（丹波篠山市・丹波市）の地域づくりの指針である「丹波の森構想」の推進母体として、兵庫県、丹波篠山市、丹波市や住民と連携し、丹波の森づくりの意識啓発や人材育成、ふるさと教育の推進、地域づくり活動の支援などの取組を進めている。
- ・県の指定を受けた丹波地域の4施設（丹波の森公苑、ささやまの森公園、丹波年輪の里、丹波並木道中央公園）の管理・運営が主な事業となっており、収入の大部分を県の財政支出が占めている。なお、丹波年輪の里については新たに指定管理者の公募が行われたが、同協会が引き続き管理を行う予定である。

【評価・提言】

- ・丹波地域を「丹波の森」と位置づけ、人と自然と文化、産業の調和した地域づくりを住民、事業者、行政が一体となって推進する「丹波の森構想」の地域への定着に取り組んでいる。
- ・地域資源を活用した自主事業など団体の自立性を高めるための自主財源の確保に向けた検討を行うこと。
- ・また、引き続き指定管理施設の公募を検討するとともに、県の人的支援・団体の体制のあり方等についても検討すること。

④（公財）兵庫県芸術文化協会

設立経緯	多様な芸術文化活動の展開を通じ、芸術文化振興、県民文化の向上、こころ豊かな人づくりに資することを目的として、昭和42年1月に設立した(財)兵庫県社会文化協会を母体に、(財)兵庫県民会館、(財)兵庫現代芸術劇場を統合するなどし、県民文化の裾野の拡大と質の向上や芸術文化振興を総合的に推進する団体となっている。なお、平成23年4月に現行の公益財団法人へと改組した。	
基本財産	637,207千円	県支出額 53,000千円 (8.3%) (県実質支出額 553,000千円 (86.8%))
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化振興のための普及啓発及び学習機会の提供 2 舞台芸術の企画、制作、上演及び人材の育成 3 県民文化の振興のための文化施設の管理運営及び情報の提供 	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・県がめざす「芸術文化立県ひょうご」の実現に向け、ソフト面・ハード面からその一翼を担ってきており、協会本部事業では令和4年度は8万人に芸術文化活動を提供している。
- ・また、県の4施設の指定管理（指定：芸術文化センター、美術館王子分館、尼崎青少年創造劇場、公募：兵庫県民会館）の令和4年度の総来場者数は延べ132万人余の実績を挙げている。

【評価・提言】

- ・様々な県域団体と連携し、広く芸術文化活動を展開するなど県の芸術文化の振興の一翼を担っている。
- ・また、運営面においては、定型業務を外部に委託するなどコスト削減にも取り組んでいる。
- ・引き続き、事業収入の確保、企業協賛、各種助成等の獲得により自主財源の確保に取り組むこと。
- ・また、兵庫県民会館の耐震診断の結果を踏まえ、協会が兵庫県民会館で展開している事業のあり方を検討すること。

⑤（公財）兵庫県スポーツ協会

設立経緯	<p>昭和 63 年 3 月 31 日、県民の体力の向上、児童・生徒の健全な発育及びスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興、健康の増進、文化の高揚及び福祉の増進に寄与するために設立。</p> <p>その後、給食事業を実施していた(財)兵庫県健康教育公社を平成 10 年 10 月 1 日に統合</p>	
基本財産	564,579 千円	<p>県支出額 366,080 千円 (64.8%)</p> <p>(県実質支出額 489,309 千円 (86.7%))</p>
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民スポーツ振興事業 2 競技力強化対策事業 3 県立施設の指定管理 4 学校給食・食育支援事業 	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・これまで取り組んできたスポーツ振興に加え、令和 5 年 4 月に産業、観光、福祉などの分野と連携した総合的なスポーツ行政がスタートしたことから、スポーツの多様化にも対応し、アーバンスポーツ等の新たなスポーツの振興や、ICT を活用したトレーニングや観戦などのスポーツの DX 化、スポーツツーリズムの推進、さらには障害者スポーツとの連携などにも関係機関と協力して取り組み、スポーツの持つ多面的な価値を最大限創出している。
- ・また、安全で良質な学校給食用物資を継続して安定的に供給するとともに、学校給食を通じた多様な食育支援活動を実施し、「食とスポーツ」に係る事業を展開している。

【評価・提言】

- ・地域やプロスポーツ、企業と連携し、県と一体となってスポーツ振興に取り組んでいる。
- ・また、学校給食事業については、スケールメリットを活かして、低廉かつ安定的な物資の供給を行っている。
- ・引き続き、スポーツの持つ多面的な価値を生かして総合的なスポーツ行政を推進するとともに、適正に学校給食・食育支援事業に取り組むこと。

⑥（公財）兵庫県住宅再建共済基金

設立経緯	兵庫県住宅再建共済制度を運営し、自然災害への備えとしての仕組みとするとともに、自然災害発生時には、被災者の生活基盤の早期回復を促し、被災地域の早期再生及び活性化に寄与することを目的として、平成 17 年 3 月 30 日に設立。	
基本財産	100,000 千円	県支出額 100,000 千円（100.0%）
主な事業	1 兵庫県住宅再建共済制度条例（平成 17 年兵庫県条例第 41 号）に基づく共済制度の運営の受託及びこれに附帯する事業 2 共済制度の普及・啓発に関する事業	

【現状】

- ・ 県が条例に基づき実施する住宅再建共済制度及び家財再建共済制度の運営を受託し、基金の管理等を行うほか、共済制度の加入促進活動を実施している。
また、「効果的手法による普及啓発活動の展開」をテーマにインターネット広告を軸とした効果的な PR 方法の分析・検討を行っている。
- ・ なお、令和 5 年 3 月末時点での加入率は住宅再建共済制度が 9.5%、家財再建共済制度が 2.8%である。

【評価・提言】

- ・ 新規加入者の伸び悩みや加入者の脱退等により加入率が伸びておらず、効果的な加入促進活動ができていない。
- ・ 制度の安定的な運営を図るためには加入率の向上が不可欠であるため、当面の目標である加入率 15%の早期実現に向け、効果的な広報や加入促進活動に努めるなど、さらなる制度の普及啓発を行うこと。

⑦ (社福) 兵庫県社会福祉協議会

設立経緯	兵庫県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和 27 年 7 月 16 日に設立。	
基本財産	196,000 千円	県支出額 0 円 (0%) (県実質支出額 105,000 千円 (53.6%))
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 ボランティア・市民活動の振興に関する事業 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成、研修、福利厚生及び経営に関する指導や助言 4 市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 6 兵庫県福祉センター（点字図書館を除く）、兵庫県福祉人材センター、兵庫県社会福祉研修所の管理運営 7 生活福祉資金等貸付事業 等 	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・ 県内の社会福祉に関する活動の振興を図るため、地域福祉の担い手である市町社会福祉協議会、社会福祉施設経営者等と連携しながら、広域的な見地に立った地域福祉事業を展開するほか、生活困窮者支援の取り組みとして、生活福祉資金の貸付を実施している。

【評価・提言】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し迅速に生活福祉資金の特例貸付を実施するなど、地域福祉の情勢・動向の変化を踏まえ適切な対応を行っている。
- ・ 今後の生活福祉資金貸付金の償還にあたり、適正な債権管理を行うこと。
- ・ また、市町社会福祉協議会や他の福祉事業関係者との役割分担を踏まえ、広域的・専門的な立場から効率的・効果的に福祉事業を実施すること。

⑧ (社福) 兵庫県社会福祉事業団

設立経緯	多様なサービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、兵庫県及び各市町との密接な連携のもと、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的とし、昭和 39 年 7 月 1 日に設立。	
基本財産	11,000 千円	県支出額 10,500 千円 (95.5%)
主な事業	1 指定管理施設(リハビリ病院、福祉のまちづくり研究所、障害者職業能力開発施設、障害者スポーツ施設、児童心理治療施設、こども発達支援センター等の 13 施設)の運営 2 自主運営施設(特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の 73 施設)の運営	

【現状】

- ・県とのパートナーシップのもと約 60 年にわたり施設運営を通じ県民や利用者の多様化するニーズに的確に応え、県民福祉の向上と増進に寄与しており、近年においては、高齢者施設におけるノーリフティングケアの推進、特別養護老人ホーム万寿の家における介護ロボット、福祉機器を活用した介護プログラムの展開や福祉のまちづくり研究所における先進的な研究の実施、リハビリテーション中央病院におけるスポーツ医学診療センターの開設等、介護、福祉、医療の各分野における新たなニーズにも積極的に関わっている。

【評価・提言】

- ・医療、福祉の専門集団として、これまでに蓄積された専門性やノウハウを活かし、引き続き、総合リハビリテーションセンターをはじめとした指定管理施設の運営受託や高齢者施設等の自主運営施設を安定的に運営し、県下の福祉、リハビリテーション医療を先導的にリードし、県民福祉の向上と増進に寄与している。
- ・福祉介護医療人材の確保、育成にも取り組むとともに、高齢者施設等の自主運営施設においては利用率の向上や加算の取得をし、収益確保に努める等、運営の効率化に努めること。
- ・また、障害者更生センター（浜坂温泉保養荘）については、民間との役割分担や経営状況等を踏まえ、今後のあり方を検討すること。

⑨（公財）ひょうご産業活性化センター

設立経緯	中小企業の経営の革新及び創業の促進、経営基盤の強化等のための諸事業並びに地域経済の活性化に関する事業を行い、もって兵庫県の産業経済の発展を図ることを目的とし、昭和41年7月1日に設立。	
基本財産	183,000千円	県支出額 80,000千円 (43.7%) (県実質支出額 147,000千円 (80.3%))
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業の創業・連携の支援 2 中小企業の経営強化の支援 3 中小企業の海外展開の支援 4 企業立地の促進 5 広報・情報化事業の促進 	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・中小企業の経営の革新及び創業の促進、経営基盤の強化等のための諸事業並びに地域経済の活性化に関する事業を実施するほか、近年では新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等対策の関連事業について県業務の受け皿として大きな役割を担っている。
- ・また、県内19の支援機関と30の連携団体で構築し、関係機関の連携により中小企業・小規模事業者への総合的・集中的な経営支援を行う「中小企業支援ネットひょうご」の中核機関として、広域的・専門的な役割を担うことで企業ニーズに対応した支援を展開している。

【評価・提言】

- ・原油価格・物価高騰や新型コロナ融資の返済が本格化するなど、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増す中、中小企業支援はその重要性を増している。当団体は金融機関からの派遣者や中小企業診断士等の専門家などの多様な職員から構成され、国・県の補助・委託事業を実施する産業振興行政の実行部隊として重要な位置付けにある。
- ・引き続き、社会経済情勢の変化を踏まえ、県とセンターで連携を図り、中小企業の経営支援に取り組むこと。また、海外展開に係る情報提供・相談対応や、関係機関と連携したワンストップでの支援により、中小企業の海外展開の支援等に取り組むこと。

⑩（公財）計算科学振興財団

設立経緯	スーパーコンピューターの活用による研究開発、産業利用及び普及啓発に関する事業を行うことにより、富岳を中核とする計算科学の研究教育拠点を形成するとともに、計算科学分野の振興と産業経済の発展に寄与することを目的として、平成20年1月22日に設立。	
基本財産	101,000千円	県支出額 50,000千円（49.5%）
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 スーパーコンピューターの産業利用の促進 2 スーパーコンピューターを活用した研究開発の促進 3 スーパーコンピューターの研究成果等に関する普及啓発 4 スーパーコンピューターの産業利用に関する調査研究の実施 5 スーパーコンピューターの利用促進を図るための研究教育拠点の形成 6 スーパーコンピューターの利用促進拠点である高度計算科学研究支援センターの管理運営 	

【現状】

- ・団体が保有するスパコン（FOCUS スパコン）を利用する法人数は毎年増加しており、令和4年度も過去最高となっている。
- ・一方、スパコンの機能低下は利用率・収入の減少に直結するため、適切な整備更新が必要となっている。収入確保・経費節減に注力し、事業収支差額の積立により、設備を更新していく必要がある。

【評価・提言】

- ・AI・機械学習によるデータ解析の普及など、多様な分野への科学的手法として計算科学が注目されており、同団体の有するスパコンをはじめ企業のスパコン利用ニーズが拡大している。
- ・スパコンの性能低下は利用率・収入の減少に直結するため、整備更新に備え、経費削減に取り組み、着実に積立を行うこと。

⑪（公財）兵庫県勤労福祉協会

設立経緯	多様な勤労福祉活動の展開や仕事と生活の調和の推進を通じて、勤労者やその家族をはじめとする県民の健康及び福祉の増進並びに企業の労働生産性の向上に寄与することを目的として、昭和 39 年 7 月 17 日に設立。	
基本財産	15,000 千円	県支出額 10,000 千円 (66.7%)
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤労者福祉施設等の運営の事業 2 勤労者の福利厚生に関する事業 3 仕事と生活の調和の実現推進に関する事業 4 勤労者やその家族の文化・スポーツ・レクリエーション活動及び地域活性化を促進する事業 5 労働及び勤労者福祉に関する調査研究、資料の収集整備及び情報の提供、相談に関する事業 6 その他法人の目的を達成するために必要と認める事業 	

【現状】

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進として企業の取組の表彰等を行うほか、勤労者福利厚生の充実として中小企業従業員共済事業を運営している。
- ・また、勤労者等の文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進として、兵庫県中央労働センター、姫路労働会館、但馬ドームの施設管理運営を行っている。なお、中央労働センター及び姫路労働会館については新たに指定管理者の公募が行われ、来年度から同協会を含むグループによる管理が行われる予定である。

【評価・提言】

- ・企業に対してワーク・ライフ・バランスに係る研修を実施しているほか、育児・介護代替要員の確保に向けた助成を行うなど、県内企業の仕事と生活の調和の実現に向けた活動を行っている。
- ・また、中小企業従業員共済事業の運営により、企業単独では実施困難な共済事業を全県的に推進している。
- ・中小企業へのワーク・ライフ・バランスの浸透は道半ばであることから、中小企業に対する支援の強化や普及啓発の取組を一層推進すること。
- ・中小企業従業員共済事業は、中小企業が安価で利用できる数少ない貴重な福利厚生サービスであることから、新規会員獲得や脱退防止に取り組み、会員規模を拡大して中小企業が安心して利用できる安定した事業運営を行うこと。

⑫（公財）兵庫県国際交流協会

設立経緯	多文化共生の社会づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって世界の人々とともに生きる国際性豊かな社会の創造に寄与することを目的として、平成2年4月1日に設立。	
基本財産	500,000千円	県支出額 500,000千円（100.0%）
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 多文化共生社会の実現に関する事業 2 国際交流に関する事業 3 国際協力に関する事業 4 国際理解に関する事業 	

【現状】

- ・ダイバーシティ&インクルージョンの視点で、人と人、地域と地域、兵庫と世界をつなぎ、多文化共生の社会づくりと県民主体の国際交流活動を促進する団体として、兵庫の持つ国際人脈、交流基盤を活用した国際交流の推進のほか、市町国際交流協会等と連携し、外国人県民に対する相談業務や日本語・母語教育の支援などの取組みを進めている。

【評価・提言】

- ・県全体の国際交流・地域国際化・多文化共生を推進するため、県内市町や各市町の国際交流協会、地域の推進主体等と連携し、諸外国地域との交流を通じた相互理解と県民主体の交流・協力関係の支援と推進、増え続けている外国人県民の支援や県民に向けた異文化理解と共生のための意識啓発に取り組んでいる。
- ・海外事務所については、既にブラジル及び西オーストラリアを閉鎖しているが、残りの事務所（ワシントン、パリ、香港）についても社会経済情勢の変化を踏まえ、今後のあり方について検討を行うこと。

⑬（公社）ひょうご観光本部

設立経緯	兵庫県内における国内外の人々による質の高いツーリズム活動の振興と持続的な発展を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とし、昭和 27 年 2 月 16 日に設立。	
基本財産	0 千円	県支出額 0 千円（0 %）
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光地魅力コンテンツの創出・発信 2 観光客受入基盤の整備 3 重点市場への戦略・継続的なプロモーション 4 観光ビジネスの創出・育成 5 観光地アクセスの整備 6 広域ゲートウェイへのアプローチ 	

【現状】

- ・県の観光地域づくりを進める連携の要として「地域プラットフォーム」の役割を發揮の上、着地型観光の推進、受入環境整備、マーケティングに基づく誘客戦術展開などを実践している。2023 年度までに実施した兵庫デスティネーションキャンペーンにより「兵庫テロワール旅」推進のノウハウを蓄積し、2025 年の大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭を経たうえで、2030 年頃の神戸空港国際化に向け、観光活性化に資する好環境が続く中、「HYOGO ブランド」の確立を目指し、重要な役割を果たしている。

【評価・提言】

- ・コロナ禍においても海外旅行者が減少する中、国内旅行者を重点に観光コンテンツの発信を行うなど、県の観光振興の中心的役割を担ってきた。
- ・大阪・関西万博を契機に今後インバウンド需要の拡大が予想されることから、引き続き観光資源の磨き上げやプロモーションに取り組むこと。
- ・また、企業連携や会費・広告収入等により自己資金の確保に取り組むこと。

⑭ (公社) ひょうご農林機構

設立経緯	<p>国が制定した分収造林特別措置法に基づき、分収造林事業を進める地域の造林公社として、昭和 37 年 3 月 31 日に県の認定により、(社)兵庫県造林公社を設立。昭和 58 年の法改正を受け、造林に加え、分収方式による生育途上の人工林の育成を図る県営分収育林事業を平成 6 年から開始。</p> <p>また、平成 15 年には、(財) ひょうご農村活性化公社との統合により、(社) 兵庫みどり公社となり、令和 3 年に (一社) 兵庫県農業会議との統合により、(公社) ひょうご農林機構が発足。</p> <p>農林業の振興、農山村地域の発展、森林の有する多面的機能の保全、環境緑化の創造及び自然と人の共生を図り、調和ある県土の発展と県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	
基本財産	683, 811 千円	県支出額 5, 000 千円 (0. 7%) (県実質支出額 228, 351 千円 (33. 4%))
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 農村地域づくりの支援に関する事業 2 農業の担い手の育成に関する事業 3 分収造林・県営分収育林に関する事業 等 	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・人口減少や少子高齢化が急速に進展する中、地域農業の担い手不足、地域活力・集落機能の低下等が一層進んでいることから、農業・農村の維持発展に向けて、地域の有する資源を最大限に活用した農業生産・地域づくりを進めていく必要がある。
- ・また、森林は様々な公益的機能を有しており、グリーン社会の実現に向けて、主間伐や再造林等の適切な森林整備、木材利用の拡大が重要となっている。
- ・こうした状況に対応するため、県、市町、農業委員会、JA、森林組合等との連携を一層強化しつつ、「農」・「林」一体となった農山村の総合的な地域づくりに資する事業を推進するとともに、機構自ら徹底した経営の合理化・効率化努力を継続していく。
- ・分収造林事業については、令和 3 年度の包括外部監査での指摘を受けて設置した、「分収造林事業のあり方検討委員会」において、事業の存廃を含めた検討を行っているところであり、当委員会の検討結果を踏まえ、県として今後の事業のあり方を適切に判断していく。

【評価・提言】

- ・各市町、関係団体等と一体になり、農村地域づくり・農業の担い手育成、森林整備事業等に取り組み、農山村の総合的な地域づくりを推進している。
- ・分収造林事業のあり方検討委員会の検討結果等を踏まえ、今後の分収造林・県営分収育林事業のあり方に則した団体の見直し等について、検討すること。

⑮ (公財) 兵庫県営林緑化労働基金

<p>設立経緯</p>	<p>林業の担い手である林業労働者を育成するため、県内の労働者に対して退職一時金を支給することを主たる事業とするとともに、労働者に関する各種の事業を行うことにより県土の緑化の推進並びに林業の発展と労働者の福祉の向上に寄与することを目的に昭和 49 年 1 月 11 日に設立。</p>	
<p>基本財産</p>	<p>126,000 千円</p>	<p>県支出額 80,000 千円 (63.5%)</p>
<p>主な事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働者の退職一時金 2 労働者の就労安定、技能訓練、特殊健康診断事業等の実施 3 森林組合等が行う労働者の育成に対する支援 4 林業労働力の確保の推進に関する法律に規定する林業労働力確保支援センターに関する業務 	

【現状】

- ・退職一時金給付事業の加入者増加に向け、加入実績のない林業事業体や新規就労者への追加加入の働きかけに取り組んでいる。また、チェーンソー等による振動障害予防のための健康診断を実施することにより、林業労働者の福祉の向上にも取り組んでいる。
- ・あわせて、「林業労働確保支援センター」において、林業事業体への指導・相談事業や、林業経営等に関する研修を実施するなど、林業労働力の確保・育成に取り組んでいる。

【評価・提言】

- ・退職一時給付事業への追加加入の働きかけについて、各種の研修会など様々な機会を通じて取り組み、事業の健全運営の推進に取り組んでいる。
- ・引き続き、林業事業体への雇用条件の改善指導による林業労働力の確保、相談活動や資格取得研修の受講料補助等による林業労働者の育成に取り組むこと。

⑩ (公財) ひょうご豊かな海づくり協会

設立経緯	兵庫県栽培漁業協会と兵庫県水産公害対策基金を統合し、栽培漁業の推進、生産環境の保全及び漁業操業安全等に関する事業を行い兵庫県の水産業の発展に寄与する協会として、平成13年6月16日に発足。	
基本財産	2,771,561千円	県支出額0円(0%) (県実質支出額751,830千円(27.1%))
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産動植物の種苗の生産配布及び放流並びにその研究開発等栽培漁業に関する事業 2 栽培漁業に関する指導及び資源培養管理対策の推進に関する事業 3 海洋汚染被害の救済に関する事業 4 漁場環境の保全に関する事業 5 漁業の安全操業に関する事業 	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・県からの委託を受け、兵庫県栽培漁業センター、但馬栽培漁業センター及び淡路栽培漁業センターにおいて水産種苗生産及び管理運営を実施している。また、基本財産等の運用益を活用し、自主事業として水産種苗生産や中間育成、漁場環境保全事業等の海洋保全事業を実施している。
- ・公益目的事業の赤字及び法人会計の費用を補填するため、収益事業によって黒字を確保する必要があるとあり、協会資金運用方針に基づき多額の有価証券を運用し、不足分を補填してきているという実態があったが、リスク管理を高めるため令和5年1月31日に資金運用方針を改正し、以降資金運用は国公債やこれに準じる債権での運用に切り替えて行っている。

【評価・提言】

- ・資金運用方針を改正し、ハイリスクの仕組債から国公債等の運用に順次切り替えるなどの対応がなされている。
- ・運用資産の規模が大きいことから、運用にあたっては改定した資金運用方針に基づき、適切に行うこと。
- ・また、団体の健全な運営のため、種苗販売による収入増やコスト削減の取組を推進すること。

⑰ (公財) ひょうご環境創造協会

<p>設立経緯</p>	<p>昭和47年5月31日設立の(財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターを平成22年4月1日に統合し、環境適合型社会の形成を目指し、環境に関する県民、事業者の実践活動の促進及び行政との連携・調整、環境に関する調査・研究・分析・測定、廃棄物等の適正で広域的・効率的な処理を行うことにより、環境の保全と創造に資することを目的として発足。</p>	
<p>基本財産</p>	<p>650,000千円</p>	<p>県支出額 160,000千円 (24.6%) (県実質支出額 232,478千円 (35.8%))</p>
<p>主な事業</p>	<p>1 環境に関する普及啓発及び活動支援 2 環境学習・教育の推進 3 再生可能エネルギー導入の推進 4 大気、水質、土壌、臭気、騒音、振動の調査・分析・測定 5 一般・産業廃棄物の処理及び処理施設の設置・改良・維持管理 等</p>	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・県全域を管轄し、環境問題に一元的・総合的に取り組む唯一の法人として、環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業等に取り組んでいる。
- ・令和元年度からは、太陽光発電事業や測定分析事業等により、協会全体の経常収支と収益事業の黒字化を達成している。

【評価・提言】

- ・地球温暖化による異常気象や生物多様性の危機、海洋ゴミによる海洋・沿岸の生態系への影響等は地球規模の課題であるため、率先して、環境保全・創造の取組等を推進している。
- ・経営計画等の不断の見直しを行いながら、特定資産の運用益の活用や堅実な収益事業の展開を図り、持続的な法人運営に努めること。

⑱ 但馬空港ターミナル（株）

設立経緯	但馬地域の高速交通基盤として整備された「コウノトリ但馬空港」のターミナルビルやその周辺施設の管理運営を効率的かつ柔軟に行うことを目的に、県、地元市町、民間の出資による第三セクター方式により、平成6年2月1日に設立。	
基本財産	308,000 千円	県支出額 100,000 千円 (32.5%)
主な事業	但馬空港ターミナルビル及びその周辺施設の管理運営	

【現状】

- ・開港以来、県と密接な連携のもと但馬空港の運営に携わっており、平成27年にコンセッション方式におけるターミナルビルと滑走路等施設の一体運営を開始し、業務、職員の共通化を図り、更に効率的な運営を実施している。
- ・令和2年度からは民間出身者が代表取締役社長に就任し、経営ノウハウを活かした空港の活性化と経営改善に取り組んでいる。

【評価・提言】

- ・貴重な高速交通インフラである航空路線を活用し、交流人口の拡大、地域活力の維持、地域創生の実現に寄与している。
- ・引き続き、空港運営にかかるインフラ更新や老朽化対策にかかる経費の平準化を図り、持続的な経営に努めること。
- ・また、「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」の中間報告を踏まえ、短期的には旅客増加の取組を進めるとともに、中長期的には今後のあり方について検討すること。

⑱ (公財) 兵庫県まちづくり技術センター

<p>設立経緯</p>	<p>兵庫県及び県内市町の建設技術の向上と公共事業の効率的な推進、土地区画整理事業、まちづくり活動等の支援、流域下水道事業、流域下水汚泥処理事業に係る維持管理などを行うことにより、より質の高い社会基盤づくり及びまちづくり並びに生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的に設立。</p> <p>[組織統合経緯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H 8. 4. 1(財)兵庫県建設技術センター設立 ・H15. 4. 1(財)都市整備協会と統合、団体名を(財)兵庫県まちづくり技術センターに改称 ・H21. 4. 1(財)兵庫県下水道公社を統合 ・H24. 4. 1 教育委員会より埋蔵文化財調査部の移管を受け現在の組織に 	
<p>基本財産</p>	<p>557, 000 千円</p>	<p>県支出額 277, 500 千円 (49. 8%) (県実質支出額 337, 500 千円 (60. 6%))</p>
<p>主な事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模・特殊工事等の設計・積算・工事監理及びインフラ老朽化対策等 2 流域下水道・流域下水汚泥処理施設の維持管理等 3 都市計画及び土地区画整理事業の調査・計画等 4 開発に伴う発掘調査及び出土品整理等 5 技術情報の管理・提供、新技術の導入促進及び技術公務員の階層別・専門分野別研修等 	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・高度な技術力を有する法人として、「建設事業支援」「上下水道支援」「まちづくり支援」「埋蔵文化財調査」の四つの分野の事業に「技術者育成」を加えた五つを柱とし、兵庫県がめざす「躍動する兵庫」の実現に向け、「安全・安心の確保」、「活力あふれる地域づくり」の視点に加え、デジタル技術やデータを活用したDXを推進し、県・市町のニーズに適した様々な支援活動を展開している。

【評価・提言】

- ・インフラ老朽化対策をはじめ高度な技術を要する業務についての技術支援など、社会基盤整備を巡る情勢の変化に伴う県・市町のニーズに応じて事業を展開している。
- ・民間と連携した橋梁老朽化対策の先進的技術の実証実験をはじめ、各種業務のDX化の推進や将来を見据えた新しい事業にも取り組むことにより、技術の拠点としての機能を絶えず充実強化していくこと。

⑳ 兵庫県道路公社

設立経緯	地方道路公社法に基づき、兵庫県内の有料道路の整備及び管理等を行い、交通の円滑化と産業経済の発展に寄与することを目的に、昭和46年3月16日に設立。	
基本財産	55,561,000 千円	県支出額 55,561,000 千円 (100%)
主な事業	1 播但連絡道路の管理 2 遠阪トンネルの管理	

【現状】

- ・ 播但連絡道路、遠阪トンネルの2路線の管理運営を行っている。
- ・ 播但連絡道路では、橋梁・トンネルの大規模修繕や緊急輸送道路としての新たな橋梁耐震対策の実施に必要な資金を確保するため、令和2年に料金徴収期間を10年間（令和24年まで）延長する事業計画の許可変更を行い、損傷が著しく緊急度の高い橋梁等から順次工事を実施している。
- ・ 遠阪トンネルでは、定期的な保守点検や日常管理の充実によりトンネル設備の長寿命化に取り組んできたものの、供用開始（昭和52年）から45年以上が経過し老朽化が著しいことから、県と今後の対応方針の検討を進めている。

【評価・提言】

- ・ 橋梁・トンネル等の老朽化について、損傷の進行を未然に防ぐ予防保全の観点のもと、大規模修繕を計画的に実施し、構造物の長寿命化に取り組んでいる。
- ・ 引き続き、県・沿線市町等の連携、多様な媒体による情報発信等の取組を行い、利用促進に努めること。

②① ひょうご埠頭（株）

<p>設立経緯</p>	<p>兵庫県から姫路港並びに尼崎西宮芦屋港の港湾施設の使用許可を受け、公共性を維持しつつ、その施設機能を充分活用して産業の振興に貢献し、かつ、港湾施設の増強と運営の合理性を図り、もって姫路港並びに尼崎西宮芦屋港の発展を期することを目的とし、昭和 32 年 10 月 25 日に設立。</p>	
<p>基本財産</p>	<p>40,000 千円</p>	<p>県支出額 16,500 千円 (41.3%)</p>
<p>主な事業</p>	<p>1 埠頭業 2 駐車場並びに関連施設の管理運営</p>	

【現状】

- ・港湾における事業活動において、利害の相反する事業者間の利用秩序を保つ役割を果たすとともに、県と連携し、姫路港における県営クレーンの修理点検等の老朽化対策や、西宮港における工業用水引込工事に着手し、港湾利用者の利便向上に向けた取組を推進している。
- ・令和 4 年度の包括外部監査による指摘（合理的な減免額算定、剰余金の活用）を踏まえ今後の対応について検討していく。

【評価・提言】

- ・クレーン、野積場、上屋など港湾施設の公共性を維持しつつ、公共埠頭を利用する港運業者間の公平な調整により、その施設機能を十分に活用して産業振興に貢献している。
- ・港運業者の新たなニーズへの対応を含め、港湾施設の効率的な維持管理に努めていくこと。
- ・また、包括外部監査の指摘を受けた減免額の算定及び剰余金の活用については、県と協議・連携の上、適切かつ迅速に対応すること。

② (公財) 兵庫県園芸・公園協会

設立経緯	兵庫県内の都市公園等の健全な利用を図るとともに、花と緑を育てる技術及び公園緑地に対する愛護精神の普及啓発を促進し、園芸及び公園緑地事業を振興することにより、兵庫県民の生活に安らぎとゆとりをもたらし、明るく潤いのある社会の創造に寄与することを目的として、昭和48年4月1日に設立。	
基本財産	82,208 千円	県支出額 5,000 千円 (6.1%) (県実質支出額 15,000 千円 (18.2%))
主な事業	1 県内の都市公園の管理運営 2 県立フラワーセンター管理運営 3 花と緑のまちづくりセンターの運営	

※基本財産欄の「県実質支出額」は、統合により廃止した公社等に対する県の出捐金を含む金額。

【現状】

- ・ 県立都市公園について遊休空間・閑散期を活用したデイキャンプ場の提供など特色ある取組を積極的に展開し、公園の特性を踏まえながら、民間事業者と連携してイベントを実施するなど、公園の価値を高め来園者の満足度向上に取り組んでいる。また、SNSを活用した情報発信等広報・PRの拡充や、地域と連携したイベントの開催等による住民等の参画と協働の推進等、公園の利用促進に取り組んでいる。
- ・ 野球場等の有料施設に企業広告を掲載するとともに、赤穂海浜公園「わくわくランド」と播磨中央公園「さいくるらんど」でネーミングライツを導入する等、収入の確保に取り組んでいる。

【評価・提言】

- ・ 施設や地域の魅力と課題を分析し、利用者ニーズを踏まえた対策を検討するとともに、既存ルールにとらわれない新たな取り組みを積極的に推進し、多彩な連携により公園等の魅力アップに取り組んでいる。
- ・ 「県立都市公園のあり方検討会」における中間報告の結果を踏まえ、各公園が持ち合わせる特性を最大限価値化しつつ、新たな価値を共有することも視野に入れながら、公園の活性化に取り組むこと。

⑬ 兵庫県住宅供給公社

設立経緯	県の住宅政策の一翼を担う公的機関として良好な住宅や宅地等を供給し、県民の住生活の向上に寄与する。	
基本財産	15,000 千円	県支出額 8,000 千円 (53.3%)
主な事業	1 公社賃貸住宅等の管理 2 宅地の供給 3 県営住宅等の整備・管理	

【現状】

- ・今後の人口減少を踏まえた管理戸数の適正化や、子育て世帯・高齢者世帯等の住宅確保要配慮者への住宅セーフティネットの役割を推進するとともに、少子高齢化に対応し、新婚・子育て世帯や三世代隣居・近居世帯向けの家賃助成により低廉な賃貸住宅の提供を行うほか、既存ストックを活用した高齢者支援施設の誘致等、公的セクターとしての役割を展開している。
- ・また、県営住宅の管理においては、指定管理業務の公募拡大に合わせて民間事業者を引き継ぐとともに、民間参入が見込みにくい地区を受託し、適正な管理に貢献している。
- ・そのほか、団地再生に向けて、明舞団地ではサブセンター等空き区画への新規出店者に対し改装費等の支援を行うほか、地元市・近隣大学・企業等と連携し、芦屋浜高層住区や北摂三田フラワータウンの再生にも取り組んでいる。

【評価・提言】

- ・県の住宅政策の実施機関として、子育て世帯・高齢者向けの住宅等を供給し、誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの役割を果たしている。
- ・公社賃貸住宅について管理戸数の適正化を図るとともに、県営住宅の指定管理者公募の状況を踏まえ、今後の公社の体制を検討すること。

(参 考)

【公社等運営評価委員会 開催実績】

年度	開催日	回数	内 容
R5	R5. 10. 31	第 1 回委員会	公社等運営評価委員会の運営について
	R5. 11. 10	第 2 回委員会	対面団体ヒアリング [新西宮ヨットハーバー(株)、兵庫県土地開発公社]
	R5. 11. 22	第 3 回委員会	対面団体ヒアリング [(株)夢舞台、(株)ひょうご粒子線メディカルサポート]
	R5. 12. 1	第 4 回委員会	対面団体ヒアリング [(公財)兵庫県生きがい創造協会、(公財)兵庫県青少年本部、(公財)ひょうご科学技術協会、(公財)兵庫県住宅建築総合センター]
	R5. 12. 12	第 5 回委員会	対面団体ヒアリング [(公財)兵庫県健康財団] 書面審査 [対面ヒアリング対象外の団体22団体] ※(公社)ひょうご農林機構を除く
	R6. 1. 26	第 6 回委員会	書面審査 [(公社)ひょうご農林機構] 公社等運営評価委員会報告(案)の協議

【委員名簿 (R5. 4. 1現在)】 ◎：委員長

◎金 崎 健 太 郎	武庫川女子大学経営学部教授
加 納 郁 也	兵庫県立大学国際商経学部教授
河 上 哲 也	(株)三井住友銀行 公共・金融法人部(神戸)部長
柴 田 眞 里	弁護士
中 尾 志 都	公認会計士
長 沼 隆 之	(株)神戸新聞社 論説副委員長
藤 本 秀 俊	(有)神戸経営支援センター 代表取締役

【公社等運営評価委員会設置要綱】

（設置）

第1条 公社等の経営全般にわたる総合的な点検・評価を行い、県政改革方針に基づく取組を着実に推進するにあたり、専門的見地からの評価・提言を得るため、公社等運営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公社等の経営状況の点検・評価
- (2) 公社等の新たな施策展開に対する提言
- (3) その他公社等の運営全般に関する重要事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる7人以内の委員で組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから、知事が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会の職務に従事できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（謝金）

第7条 委員（大学教育職以外の県の職員である委員を除く。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第2項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第3項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

2 第6条第2項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

3 第6条第3項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部県政改革課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、財務部長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

公社等の令和4年度決算概要等について

(1) 決算概要

団体名	設立年月日	基本財産、出資金又は資本金 (単位:千円、R5.4.1現在)			主な事業	県派遣職員等 (単位:人、R5.4.1現在)					R4決算額 (単位:千円)											
		総額	県からの 実質的 支出額	割合		県派遣	プロパー	小計	県OB	合計	県の財政支出額						当期一般正味財産増減額等(正味財産増減計算書・損益計算書・事業活動収支計算書)					
											計		補助額		委託額		その他 集約基金 等	R4経常利益 (当期経常増減額 等)	R4当期収支 (当期一般正味財 産増減額等) (A)	R4当期正味財産 増減額	R3当期収支 (当期一般正味財 産増減額等) (B)	R4-R3増減 (A)-(B)
											金額	うち一般財源	金額	うち一般財源	金額	うち一般財源						
公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構	H9.12.26	1,012,228	123,850	12.2%	「安全安心なまちづくり」、「共生社会の実現」に関する調査研究等	30	14	44	6	50	4,587,324	766,583	128,893	128,843	889,455	637,740	3,568,976	▲ 26,241	▲ 27,111	3,439,655	▲ 29,588	2,477
公益財団法人兵庫県人権啓発協会	H3.11.20	102,775	50,000	48.6%	人権に関する研修、啓発、研究、相談事業等	6	0	6	3	9	96,200	73,446	56,614	56,614	39,586	16,832	0	▲ 323	▲ 394	▲ 394	▲ 210	▲ 184
公益財団法人兵庫丹波の森協会	H2.2.1	200,000	0	0.0%	丹波の森公苑の管理運営、生活創造活動支援事業等	5	1	6	7	13	413,232	70,401	33,701	32,365	379,531	38,036	0	▲ 5,247	▲ 5,247	▲ 5,247	2,215	▲ 7,462
公益財団法人兵庫県生きがい創造協会	S52.4.24	73,170	19,000	26.0%	生涯学習の総合的推進及び支援に関する事業等	20	4	24	35	59	457,566	457,566	191,256	191,256	266,310	266,310	0	▲ 16,623	▲ 17,129	▲ 16,367	▲ 14,131	▲ 2,998
公益財団法人兵庫県芸術文化協会	S42.1.28	637,207	553,000	86.8%	芸術文化振興のための普及啓発及び学習機会の提供等	17	61	78	6	84	2,391,672	1,263,994	1,491,327	520,875	900,345	743,119	0	10,196	10,120	▲ 7,068	▲ 15,131	25,251
公益財団法人兵庫県青少年本部	S60.3.27	55,400	42,000	75.8%	青少年の健全育成に向けた先導的・専門的な事業等	40	10	50	3	53	517,367	477,877	250,534	247,134	266,833	230,743	0	▲ 2,259	▲ 2,259	1,399	▲ 15,669	13,410
公益財団法人兵庫県スポーツ協会	S63.3.31	564,579	489,309	86.7%	県民スポーツ振興事業、競技力強化対策事業等	12	15	27	4	31	601,046	492,327	312,699	312,699	288,347	179,628	0	13,580	16,515	26,045	35,291	▲ 18,776
公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金	H17.3.30	100,000	100,000	100.0%	兵庫県住宅再建共済制度の運営の受託及びこれに附帯する事業等	3	0	3	4	7	111,357	61,247	0	0	111,357	61,247	0	872,328	872,328	872,328	879,363	▲ 7,035
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	S27.7.16	196,000	105,000	53.6%	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等	7	35	42	4	46	18,680,761	247,108	8,750,230	215,418	105,290	31,690	9,825,241	5,799,824	▲ 1,000,484	▲ 2,646,891	▲ 461,648	▲ 538,836
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	S39.7.1	11,000	10,500	95.5%	第1種・第2種社会福祉事業の実施、リハビリテーション中央病院、西播磨病院の経営等	5	1,214	1,219	6	1,225	2,373,174	1,466,149	917,468	400,542	1,455,706	1,065,607	0	983,568	253,346	▲ 28,291	723,995	▲ 470,649
公益財団法人兵庫県健康財団	S35.3.17	64,300	25,000	38.9%	健康増進、保健及び医療に関する知識の普及、啓発、健康診断、健康相談及び指導等	6	75	81	8	89	141,447	140,612	81,416	81,416	60,031	59,196	0	▲ 18,787	▲ 18,787	▲ 6,163	▲ 11,151	▲ 7,636
公益財団法人ひょうご産業活性化センター	S41.7.1	183,000	147,000	80.3%	県内の中小企業支援機関等と連携して行う総合的な支援に関すること等	20	5	25	5	30	14,493,600	362,091	14,432,723	350,319	30,177	11,772	30,700	▲ 73,482	▲ 73,482	▲ 98,956	▲ 105,702	32,220
公益財団法人計算科学振興財団	H20.1.22	101,000	50,000	49.5%	スーパーコンピュータを活用した研究開発及び産業利用促進のための利用支援、技術支援等	3	0	3	1	4	160,163	118,990	160,163	118,990	0	0	0	56,112	56,019	43,424	76,787	▲ 20,768
公益財団法人ひょうご科学技術協会	H4.7.1	200,000	100,000	50.0%	学術研究助成事業、科学技術の普及啓発事業等	3	0	3	1	4	3,320,502	87,952	25,797	15,597	77,220	72,355	3,217,485	▲ 965	▲ 4,191	3,169,638	▲ 9,043	4,852
公益財団法人兵庫県勤労福祉協会	S39.7.17	15,000	10,000	66.7%	勤労者福祉施設等の運営の事業等	2	12	14	11	25	686,645	63,495	292,475	29,036	394,170	34,459	0	50,888	49,908	49,908	42,268	7,640
公益財団法人兵庫県国際交流協会	H2.4.1	500,000	500,000	100.0%	多文化共生社会の実現に関する事業、国際交流・国際協力・国際理解に関する事業等	17	0	17	3	20	5,112,813	246,600	40,456	8,886	269,750	237,714	4,802,607	▲ 10,140	▲ 10,140	4,537,500	1,659	▲ 11,799
公益社団法人ひょうご観光本部	S27.2.16	0	0	-	観光地魅力コンテンツの創出・発信等	7	2	9	2	11	345,465	345,465	331,653	331,653	13,812	13,812	0	146	74	74	1,633	▲ 1,559
公益社団法人ひょうご農林機構	S37.3.31	683,811	228,351	33.4%	森林の整備、緑地保全、農業基盤整備の強化、地域農業の活性化等	19	39	58	7	65	3,332,462	742,839	1,286,954	660,604	1,559,595	82,235	485,913	63,298	63,757	427,709	52,740	11,017
公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金	S49.1.11	126,000	80,000	63.5%	労働者の退職一時金の給付等	0	0	0	0	0	1,936,204	5,128	5,184	4,073	2,178	1,055	1,928,842	▲ 2,187	▲ 2,187	2,009,001	925	▲ 3,112
公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会	S33.5.28	2,771,561	751,830	27.1%	栽培漁業事業、栽培漁業に関する指導及び資源培養管理対策推進事業等	0	16	16	2	18	288,931	288,931	0	0	288,931	288,931	0	139,508	▲ 231,144	▲ 231,343	344,110	▲ 575,254
公益財団法人ひょうご環境創造協会	S47.5.31	650,000	232,478	35.8%	環境に関する普及啓発及び活動支援等	16	30	46	7	53	2,296,001	209,778	162,444	118,550	107,675	91,228	2,025,882	28,126	▲ 63,024	1,946,904	65,898	▲ 128,922
兵庫県土地開発公社	S35.9.1	105,000	105,000	100.0%	道路、河川等公共事業用地の先行取得事業	4	14	18	2	20	343,699	343,699	0	0	343,699	343,699	0	86,398	▲ 2,030,143	▲ 2,030,143	146,370	▲ 2,176,513
但馬空港ターミナル株式会社	H6.2.1	308,000	100,000	32.5%	空港本体及びターミナルビル、その他周辺施設の管理運営	5	0	5	1	6	745,987	743,650	745,779	743,442	208	208	0	4,836	2,989	2,989	2,777	212
公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター	H8.4.1	557,000	337,500	60.6%	公共土木工事の設計・積算・工事監理等	63	62	125	52	177	15,441,864	247,843	5,712	5,712	15,415,478	242,131	20,674	52,162	51,329	51,329	7,396	43,933
兵庫県道路公社	S46.3.16	55,561,000	55,561,000	100.0%	播但連絡道路、遠阪トンネルの管理	17	3	20	4	24	0	0	0	0	0	0	0	142,000	865	866	1,964	▲ 1,099
ひょうご埠頭株式会社	S32.10.25	40,000	16,500	41.3%	埠頭業、旅客船ターミナル、駐車場並びに関連施設の管理運営等	0	11	11	2	13	0	0	0	0	0	0	0	95,631	56,527	56,527	61,310	▲ 4,783
新西宮コットハーバー株式会社	H4.10.22	100,000	34,000	34.0%	ヨットハーバーにおけるマリナー施設の経営管理及び整備業務等	0	6	6	2	8	19,690	8,986	0	0	19,346	8,986	344	120,344	74,627	74,627	38,470	36,157
公益財団法人兵庫県園芸・公園協会	S48.4.1	82,208	15,000	18.2%	県内の都市公園の管理運営等	11	45	56	8	64	1,807,094	1,230,089	128,724	103,357	1,458,651	1,126,732	219,719	91,197	49,500	70,967	69,638	▲ 20,138
兵庫県住宅供給公社	S40.11.15	15,000	8,000	53.3%	宅地の供給、公社賃貸住宅等の管理、県営住宅等の整備・管理	19	42	61	1	62	3,083,077	68,377	80,794	61,557	3,002,283	6,820	0	512,754	293,468	293,468	404,292	▲ 110,824
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	S50.4.1	20,000	10,000	50.0%	ひょうご住まいサポートセンター事業、住まいと建物の安全・安心事業、住まいと建物に関する総合的な支援事業等	4	2	6	2	8	34,558	15,019	0	0	34,558	15,019	0	4,465	4,393	4,393	▲ 2,207	6,600
株式会社夢舞台	H7.3.28	1,508,550	1,250,000	82.9%	ホテル、飲食店、貸駐車場の経営等	2	157	159	3	162	877,265	345,405	49,560	20,572	827,705	324,833	0	55,638	68,153	68,153	▲ 153,268	221,421
(株)ひょうご粒子線メディカルサポート	H23.11.1	9,090	7,200	79.2%	粒子線医療施設に対する計画、開設、運営及び治療に関するコンサルティング並びに支援等	1	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	▲ 8,408	▲ 8,448	▲ 8,448	2,336	▲ 10,784
合計						364	1,876	2,240	204	2,444	84,697,166	10,991,647	29,962,556	4,759,510	28,608,227	6,232,137	26,126,383	9,018,337	▲ 1,570,252	12,067,593	2,143,689	▲ 3,713,941

※基本財産又は資本金における県支出額については、統合等により現在の団体が成立した場合において、統合により廃止することになった団体に対して県が出資・出捐した金額も含めた県からの実質的支出額を記載

※県の財政支出額については、R4年度決算における金額を記載

※経常利益欄は、公益法人については当期経常増減額を、社会福祉法人については事業活動資金収支差額を、株式会社及び地方三公社については経常利益(損失)の金額を記載

※当期収支欄は、公益法人については当期一般正味財産増減額を、社会福祉法人については当期活動収支差額を、株式会社及び地方三公社については当期純利益の金額を記載

※当期正味財産増減額欄は、公益法人については当期正味財産増減額を、社会福祉法人については当期純資産増減額を、株式会社及び地方三公社については当期純利益の金額を記載

(2) プロパー職員の給与制度、インターネット等による情報公開、監査体制、契約手続き等 一覧表

令和5年4月1日現在

公 社 名	プロパー職員の給与制度		インターネット等による情報公開		監 査 体 制						契約手続き	退職給与引当金	
	県準拠	県準拠以外	HP等により公開済み (業務・財務文書)	備 考	外部監査		監 事			その他	県に準じた会計規程を整備	適切な計上	備 考
					会計監査人設置必要団体に係る導入の有無	必要団体以外の団体での導入の有無	公 認 会計士	税理士	経理事務精通者	公認会計士、税理士による会計指導			
(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構	○		○		—				○	○	○	○	
(公財)兵庫県人権啓発協会	—		○		—		○		○		○	—	支給対象なし
(公財)兵庫丹波の森協会	○		○		—		○		○	○	○	—	支給対象なし
(公財)兵庫県生きがい創造協会	○		○		—				○	○	○	○	
(公財)兵庫県芸術文化協会	○		○		—	○			○	○	○	○	
(公財)兵庫県青少年本部	○		○		—		○		○	○	○	○	
(公財)兵庫県スポーツ協会	○		○		—	○			○	○	○	○	
(公財)兵庫県住宅再建共済基金	—		○		—			○	○	○	○	—	支給対象なし
(社福)兵庫県社会福祉協議会	○		○		○		○		○	○	○	○	
(社福)兵庫県社会福祉事業団	○ (医師)	○ (その他)	○		○		○		○	○	○	○	
(公財)兵庫県健康財団	○		○		—				○	○	○	○	
(公財)ひょうご産業活性化センター	○		○		○				○	○	○	○	
(公財)計算科学振興財団	—		○		—		○		○	○	○	—	支給対象なし
(公財)ひょうご科学技術協会	—		○		—				○	○	○	—	支給対象なし
(公財)兵庫県勤労福祉協会		○	○		—				○	○	○	○	
(公財)兵庫県国際交流協会	—		○		—				○	○	○	—	支給対象なし
(公社)ひょうご観光本部	○		○		—				○	○	○	○	

公 社 名	プロパー職員の給与制度		インターネット等による情報公開		監 査 体 制					契約手続き	退職給与引当金		
	県準拠	県準拠以外	HP等により公開済み (業務・財務文書)	備 考	外部監査		監 事			公認会計士、税理士による会計指導	県に準じた会計規程を整備	適切な計上	備 考
					会計監査人設置必要団体に係る導入の有無	必要団体以外の団体での導入の有無	公認会計士	税理士	経理事務精通者				
(公社)ひょうご農林機構	○		○		○				○	○	○	○	
(公財)兵庫県営林緑化労働基金	-		○		-				○	○	○	-	支給対象なし
(公財)ひょうご豊かな海づくり協会	○		○		-			○		○	○	○	
(公財)ひょうご環境創造協会	○		○		-		○		○	○	○	○	
兵庫県土地開発公社	○		○		-	○			○	○	○	○	
但馬空港ターミナル(株)	-		○		-				○	○	○	○	
(公財)兵庫県まちづくり技術センター	○		○		-				○	○	○	○	
兵庫県道路公社	○		○		-				○	○	○	○	
ひょうご埠頭(株)		○	○		-				○	○	○	○	
新西宮ヨットハーバー(株)	○		○		-	○			○	○	○	○	
(公財)兵庫県園芸・公園協会	○		○		-				○	○	○	○	
兵庫県住宅供給公社	○		○		-				○	○	○	○	
(公財)兵庫県住宅建築総合センター	○		○		-		○		○	○	○	○	
(株)夢舞台		○	○	ホテルHPにて貸借対照表及び損益計算書等を公開	○				○	○	○	○	
(株)ひょうご粒子線メディカルサポート	○		○		-				○	○	○	○	

※外部監査が必要とされる要件： (公益社団・財団法人) ①収益の額が1,000億円以上、②費用及び損失の額の合計額が1,000億円以上、③負債の額が50億円以上のいずれかに該当する公益社団・財団法人
(株 式 会 社) ①最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額5億円以上、②負債の部に計上した額の合計額が200億円以上のいずれかに該当する株式会社
(社会福祉法人) ①収益の額が30億円超、②負債の額が60億円超のいずれかに該当する社会福祉法人

※外部監査必要団体に係る導入の有無欄が「-」の公社は、会計監査人の設置が義務づけられていない団体